

平成27年度

全国都市公園・緑化・緑地保全主管課長会議資料

平成27年4月16日

国土交通省都市局  
公園緑地・景観課

# 目 次

## 【予算・事業執行】

1 平成27年度公園緑地等関係予算について	1
2 社会資本整備総合交付金等について	9
3 国営公園事業について	14
4 都市公園事業の事業評価について	15
5 独立行政法人都市再生機構が行う公園整備事業について	17
6 公園緑地工事積算体系について	20
7 最近の会計実地検査について	21
8 コスト構造改善の推進について	23

## 【計画構想】

9 社会資本整備重点計画について	27
10 大都市戦略、広域地方計画の動きについて	28
11 新たな都市公園のあり方の検討状況について	30
12 緑の基本計画の策定の推進について	31

## 【技術・調査】

13 東日本大震災復興に係る公園緑地の整備に関する技術的指針について	33
14 都市公園等整備現況調査について	39
15 都市公園利用実態調査について	41

## 【普及顕彰】

16 「みどりの学術賞」について	43
17 全国「みどりの愛護」のつどい及び「全国都市緑化フェア」について	44
18 緑化の推進に関する顕彰制度について	49
19 社会・環境貢献緑地評価システム(SEGES)について	56

## 【重要施策】

20 地方分権改革等の動きについて	61
21 消防部局との連携について	75
22 PFIの推進について	76
23 都市公園における民間事業者の活用等について	78
24 都市公園の移動等円滑化について	81
25 社会資本の戦略的な維持管理・更新及び老朽化対策の動き	82
26 都市公園における安全性の一層の向上の取組について	88
27 プールの安全対策に関する取組について	101
28 都市公園におけるホームレス対策について	108
29 地域の歴史・文化・自然的資源を活用した都市公園の整備について	110
30 文化財建造物等における防火対策の徹底について	111
31 都市公園における木材の利用促進について	112
32 市街地等における緑地保全・緑化推進のための制度等について	115
33 地球温暖化対策について	124
34 生物多様性の確保への取組について	131
35 都市再生に向けた取組について	144
36 都市農地について	146
37 屋上緑化・壁面緑化について	158
38 みどりの防災・減災対策について	175
39 植樹保険制度の活用について	179
40 花きの振興について	183

## 20. 地方分権改革等の動きについて

### 地方分権改革

- 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年1月30日閣議決定）  
抜粋

#### (7) 都市公園法（昭31 法79）

- (i) 公園管理者である地方公共団体が、都市の集約化等の地域の実情に応じ、都市公園を廃止することが都市公園を存続させることと比較し公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合には、都市公園の廃止に係る「公益上特別の必要がある場合」（16 条1号）に該当し廃止できることを明確化し、地方公共団体に通知する。
- (ii) 都市公園の公園施設である駐車場の上部空間を活用した占用物件としての太陽電池発電施設の設置については、当該太陽電池発電施設が公園施設としての屋根の機能を併せ持つ場合、「既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させない」との基準（施行規則7条の2第3号）には抵触せず、設置ができることを地方公共団体に通知する。
- (iii) 公園施設である駐車場に設ける電気自動車用充電器については、公園管理者が、当該施設が設けられる都市公園の効用を全うするものであると判断した場合には、設置できることを地方公共団体に周知する。
- (iv) 地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設（施行令12 条10 号）に係る占用期間（施行令14 条3号）の区分については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27 年中に結論を得る。

### 国家戦略特区

- 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（平成 27 年 4 月 3 日閣議決定）

- ・ 都市公園法の特例

保育等の福祉サービスの需要の増加に対応するため、保育所等の社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合には、都市公園の管理者は占用を許可。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	279	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	電気自動車用充電器の公園施設としての位置付の付与				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

## 求める措置の具体的内容

都市公園法施行令を改正し、電気自動車用充電器を公園施設として位置づけ、公園管理者による電気自動車用充電器の設置を可能とすること。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】  
都市公園等については電気自動車等用充電器の需要が大きく見込まれるところであるが、電気自動車等用充電器が都市公園法上の公園施設として位置付けられていないため、公園管理者が公園施設として設置することができない。  
将来、電気自動車の使用者となる住民の多くが既に都市公園を利用しており、都市公園は住民にとって身近な公共施設である。また、急速充電時間には約30分を要するが、都市公園にある広場や遊具、運動施設や教養施設などで、この時間を有効に過ごすことができる施設が既に整備されている。このように、電気自動車等用充電器の需要が期待できる。  
都市公園法施行令第5条を改正し、電気自動車等用充電器を都市公園法上の公園施設として位置付けること。

## 根拠法令等

都市公園法施行令第5条

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

都市公園に設けることのできる公園施設は、都市公園の効用を全うするために都市公園法令に限定列挙されている(都市公園法第2条第2項、都市公園法施行令第5条)。そのうち便益施設には駐車場が位置付けられており、公園管理者が、公園利用者のために電気自動車用充電器を設けることは、可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都市公園法令に限定列挙されている都市公園施設については、駐車場は記載されているものの、電気自動車用充電器については記載されていない。  
このため、貴省が示された「公園管理者が、公園利用者のために電気自動車用充電器を設けることは、可能である」旨の見解を本県を含む地方公共団体に十分に周知されていない。  
電気自動車用充電器を都市公園法令に明記する、若しくは本件に係る見解を地方公共団体あてに改めて通知するなど、都市公園内における電気自動車用充電器の位置付けを明確にする措置を講じていただきたい。

全国知事会からの意見

公園施設の具体的な種類については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例により定めることとするべきである。  
それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。  
なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

公園管理者が、都市公園本来の効用を享受する人々の利便に供すると判断して、公園施設である便益施設としての駐車場に電気自動車用充電器を設けることは、可能である。  
現行規定でも可能である旨の明確化について、検討して参りたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】  
(7)都市公園法(昭31法79)  
(iii)公園施設である駐車場に設ける電気自動車用充電器については、公園管理者が、当該施設が設けられる都市公園の効用を全うするものであると判断した場合には、設置できることを地方公共団体に周知する。